

平成 30 年度 第 3 回龍ヶ崎市立地適正化計画策定委員会
議事要旨

平成 30 年 8 月 9 日(木)
16:00~17:00
龍ヶ崎市役所 全員協議会室

会議次第

- 1 開会
- 2 議事

(1)立地適正化計画策定の進捗状況について

出席者

(委員等)

宮本都市整備部長、龍崎市長公室長、猪野瀬危機管理課長、岡田財政課長、森田企画課長、下沼社会福祉課長、服部こども家庭課長、沼尻介護福祉課長補佐、岡澤健康増進課長、大野健幸長寿課長、石塚保険年金課長補佐、足立スポーツ都市推進課長、木村交通防犯課長、佐藤商工観光課長、菅沼農業政策課長、富塚環境対策課長、清宮都市計画課長、油原道路整備課長、大貫下水道課長、廣瀬都市施設課長、飯田教育総務課長、梁取文化・生涯学習課長
(大徳コミュニティ推進課長欠席)

(事務局：都市計画課)

仲村課長補佐、沼崎主査、福元主事

(日本工営株)

宮下氏、森川氏

以下、委員会内容

- 1 開会
- 2 議事

(1) 立地適正化計画策定の進捗状況について

～事務局と日本工営株より資料に基づき説明～

以下、各課より質疑

飯田教育総務課長： ・ 3、4 ページの誘導施設について、位置づける施設と位置づけない施設とあるが、公共施設の跡地活用などの際に、誘導施設に位置づけられている施設を都市機能誘導区域外に建てる場合、どのような扱いになるのか。

事務局： ・ 誘導施設に位置づけられている施設を都市機能誘導区域外に建てる場合には、届出制度があるため、届出をしてもらえれば立地は可能になる。しかし、市としては区域内に建ててほしいという考え。

飯田教育総務課長： ・ 届出制度については、「届出をすれば立地できる」ということか。

事務局： ・ 許可制ではないので届出をしてもらえれば建てることは可能ではあるが、区域内に建ててほしい。

森田企画課長： ・ 質問が2点ある。9ページ、都市機能の誘導施策について国の支援メニューが書いてあるが、具体的に支援対象になりそうな事業はあるのか。

事務局： ・ 国が示す支援メニューはたくさんあり、記載はしていないが、国の支援メニューとして都市再生整備計画整備事業というのがある。例えば、7ページ、佐貫駅周辺整備における東口ロータリー改修等は都市再生整備事業が使える可能性がある。

森田企画課長： ・ もう1点、10ページの居住誘導施策について、まちなか居住の促進の具体的内容として、住宅取得補助について居住誘導区域内に住み替えした場合の補助額加算を検討とあるが、具体的にはどのようなことを検討しているのか。

事務局： ・ 都市計画課で所管している制度で、基本額は10万円で様々な加算があり、最大で30万円補助するという制度。居住誘導区域内にこれから移住してくる方に対しては更に加算した方が良くないかと思ひ、記載をしている。

森田企画課長： ・ 国の支援などはあるのか。

事務局： ・ 今のところは社総交でやっているが、できるかは要確認。

森田企画課長： ・ 3ページのまちなか商業施設というのは、具体的にはどのようなものをイメージしているのか。

事務局： ・ 主に龍ヶ崎市街地の商店街を前提に、買い物困難者への対応と交流に資する施設を想定している。「まちなか再生プラン」の中にも盛り込んでいく予定だと話があったため記載している。

沼尻介護福祉課長補佐： ・ 資料の13ページで、交通利用環境の充実や交通結節点の利便性向上とあるが、高齢者が増えてくることも想定した施策の検討をお願いしたい。

岡田財政課長： ・ 誘導施設の位置づけがある施設については、現状で立地しているものがないものがあると思う。位置づけはされているが、将来的に立地されなかった場合に、罰則などはあるのか。

事務局： ・ 罰則があるものではない。

以上